

〔原 著〕

環境正義分析枠組みの拡張をめざして — 動員, 制度化, 問題化の三元モデルの理論化 —

寺田 良一⁽¹⁾

要 約

環境（不）正義、環境不公正の問題とは、環境負荷やリスクの配分が、さまざまな政治的、社会的、経済的な不平等状態を反映して不均等に配分されること、すなわち先進国よりも途上国に、富裕層より貧困層に、環境負荷がより大きくなる傾向である。環境正義の3つの要素は、第1に、個々の社会において特徴的なレトリックを伴って現れる「環境正義のレトリック」の背景をなす、「環境運動の政治的、社会的、文化的、歴史的背景」である。人種差別撤廃運動の歴史が長く、人種間の平等の達成が大きな動員力を持つアメリカ社会の歴史的背景が、「環境人種差別の撤廃」を環境正義の主要なレトリックにならしめた大きな要因であることなどがその例である。第2の要素は、一般に「環境正義」として扱われる「環境運動の動員レトリックとしての環境正義」である。各社会の典型的な動員のレトリックは、アメリカの人種間の平等、東アジア社会での民主化の達成のように、環境運動の背景にある政治的社会的背景に大きく左右されるのである。第3の要素は、「環境イシューの特質」である。

キーワード：環境正義、動員、制度化

1. はじめに～三元モデルの提起～

環境問題であれ格差社会の問題であれ、およそ社会問題の研究者やその解決に腐心する運動家であればだれでも、なぜこんなに深刻な問題であるのかと常々もどかしく思っているに違いない。残念なことに、問題が客観的に重大だからといって、必ずしも直ちに重大な「社会問題」として認知されるものではない。そのことを社会学的

に分析したのが、キツセとスペクター（1977=1990）の「社会構築主義」による社会問題分析であった。キツセらによれば、ある問題が社会問題として認知されるか否かは、その深刻さ自体によってよりも、むしろその問題の何が「問題」であるのか、その被害等がいかなる意味で社会的にも非難されるべきなのか、その対策はどのようになされうるか等について、いかに説得的に「クレーム・メイキング (claim-making)」がされ

(1) 明治大学文学部心理社会学科 教授

るかにかかっている。

このような問題の立て方に対して、筆者は当初、問題の客観的重大性についての判断を研究者自身が放棄したまま、社会的な説得プロセスの成否のみに「社会問題」の存否をゆだねてしまっているのではないかという違和感を覚えた。しかし、その後提唱者の一人であるキツセ氏と対話する機会があり、その中で、日系二世として戦時中不当に強制収容され、戦後の補償要求運動も社会的理解がなかなか得られなかったというご本人の体験からの問題提起であること、人種構成や考え方が多様なアメリカ社会において、「社会構築主義」がきわめて実践的意味をもつことなどを伺い、その意義を理解するに至った。さらに、社会構築主義から環境運動を分析したハニガン（1995=2007）は、環境問題の社会問題としての重要性や正当性が認知されるためには、環境問題が社会的格差や人種差別と密接に関連しているとする「環境正義（environmental justice）」という問題枠組み（フレーミング）が重要であることを述べた。

アメリカにおいて「環境正義」という問題枠組みが構築され、本格的に「環境人種差別撤廃」が有色人種団体の運動の課題となるきっかけとなったのは、合同キリスト教会の専門部会が、『合衆国における有害廃棄物と人種』という報告書を1987年に刊行したことであろう（United Church of Christ, Commission for Racial Justice 1987）。有害廃棄物埋め立て地や焼却施設等の立地が、有色人種や先住民の居住地域に不均等に偏っていることに対する是正を求める環境正義運動は、その後アメリカ国内のみならず、世界各地のさまざま

な文脈における「環境的不平等」問題にも適用されるようになった。先進国から途上国への有害廃棄物や電子廃棄物の移動、遺伝子組換え作物の種子に見られるような多国籍アグリビジネスによる農業の「知的財産権」の独占（「食料正義」）、温暖化寄与物質をほとんど排出していない島嶼諸国の水没のような「気候正義」などがそれである。

環境（不）正義、環境不公正の問題を一言でいえば、環境負荷やリスクの配分が、さまざまな政治的、社会的、経済的な不平等状態を反映して不均等に配分されること、すなわち先進国よりも途上国に、富裕層より貧困層に、環境負荷がより大きいのかかるという傾向である⁽²⁾。したがって、アメリカ国内の環境人種差別のみならず、世界各地の環境的不平等に適用可能な枠組みである。現に、今日世界中いたるところで「環境正義」を旗印にした環境運動に遭遇する。

とはいえ、社会的、文化的、政治的に異なった社会において「環境正義」という言葉が動員原理や運動のレトリックとして用いられるとき、その文脈の差異に注意を向ける必要がある。同じ「環境正義」の語が国内の環境運動に用いられていても、アメリカでは主として人種差別が問題となり、韓国や台湾などでは政治的独裁が非難の対象になる。さらにそれが国際的な文脈で用いられる場合、とりわけ南北問題的背景から環境社会学者がそれを分析概念として用いようとするならば、環境運動のどのようなプロセスや場面において、どのような手段として用いられるのかを弁別していく必要がある。

図1は、本稿の課題となる環境正義の3つの要

(2) 「環境（不）正義」と「環境不公正」の語は、主として環境運動のレトリックとして用いられる局面を「環境正義」の語で、主として実態としての環境負荷やリスクの不均等な配分状態を示す際に「環境不公正」の語を用いている。

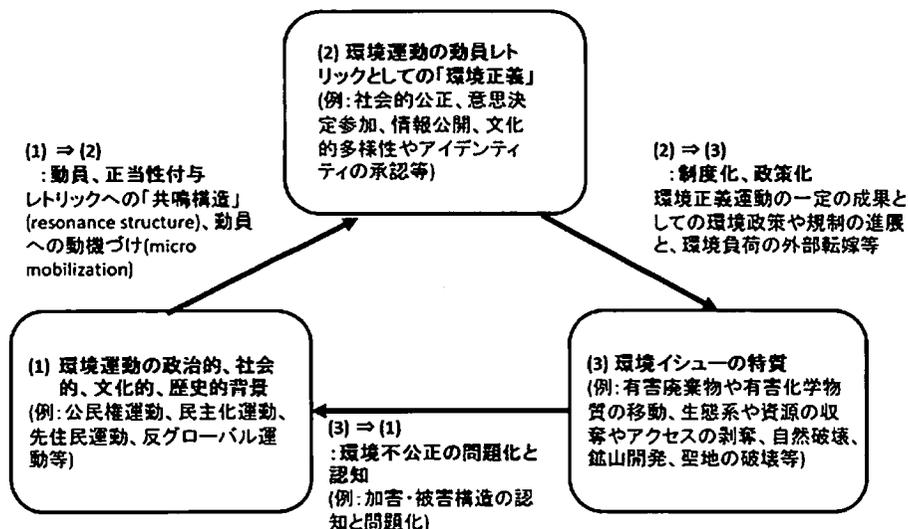
素と3つのプロセスを図示したものである。

環境正義の3つの要素とは、第1に、個々の社会において特徴的なレトリックを伴って現れる「環境正義のレトリック」の背景をなす、「環境運動の政治的、社会的、文化的、歴史的背景」である。人種差別撤廃運動の歴史が長く、人種間の平等の達成が大きな動員力を持つアメリカ社会の歴史的背景が、「環境人種差別的撤廃」を環境正義の主要なレトリックにならしめた大きな要因であることなどがその例である。第2の要素は、一般に「環境正義」として扱われる「環境運動の動員レトリックとしての環境正義」である。各社会の典型的な動員のレトリックは、アメリカの人種間の平等、東アジア社会での民主化の達成のように、環境運動の背景にある政治的社会的背景に大きく左右されるのである。第3の要素は、「環境イシューの特質」である。各社会においては、環境運動、とりわけ環境正義運動の一定程度の成功によって、公害排出事業所や廃棄物施設の偏在の是正や、有害化学物質の排出規制が強化される。そ

れによって、当該社会において環境問題は一定の改善を見るが、同時に、公害排出事業所や有害廃棄物の海外への移動といった、新しい問題状況が生起し、南北問題と絡んだ新しい環境不公正問題などを作り出す可能性がある。「環境イシューの特質」は、環境正義運動の成果であるとともに、新たな環境正義運動の原因ともなる3番目の要素である。

これらの3つの要素の間には、時計回りに展開する3つのプロセスが想定される。第1の、「環境運動の政治的、社会的、文化的、歴史的背景」から「動員レトリックとしての環境正義」へのプロセスは、「動員、正当性付与」のプロセスである。「動員、正当性付与」プロセスは、環境負荷やリスクの偏った配分が、当該社会の格差構造などを背景として、人種間の平等規範や民主化達成規範の中で動員のレトリックとして醸成されていく過程である。すなわち、環境正義運動の発端となったアメリカの問題状況においては、人種間の平等を求める公民権運動の背景があり、その中で低所

図1. 環境正義の三元循環モデル



得層や有色人種の居住地域に廃棄物問題や産業公害が顕著に問題化するという状況が現出した。歴史的背景からして、経済や政治的権利に加えて、環境面においても人種間の平等を求めていくというのは、環境問題を社会問題化するうえでアメリカ社会においては極めて正当性をもって訴えやすいレトリックである。別の表現をすれば、人種問題から環境問題の不正性を訴えることに、アメリカには大きな社会的な「共鳴構造 (resonance structure)」が存在する。同様に、東アジア社会においては、工業化を強権的に推進する中央集権的な政府に対する民主化運動や自治体の環境市民自治などが（環境正義という表現は顕在的に用いられない場合もあるが）、環境運動への動員を正当化するレトリックとしてしばしば用いられた。

環境運動への動員や制度化、政策化に向けた「クレーム・メイキング」のレトリックとしての環境正義原則は、したがって、第2のプロセスである「制度化、政策化」へと進行する。環境負荷の偏りを是正したり規制したりする規制政策や、広く市民一般に向けて有害化学物質を排出する事業所の存在や排出される物質名などを情報公開する「PRTR (Pollutant Release and Transfer Registers: 汚染物質排出移動登録)」制度⁽³⁾などがそれにあたる。「制度化、政策化」は、また、各社会において「環境正義」のどの部分がとりわけ強調されるかによって、配分の公正性や民主的手続きの透明性など、政策の力点にも差が出てくる。

その結果として、3つ目の要素である「環境イシューの特質(の変容)」が形作られる。すなわち、

当該社会の「制度化、政策化」のありようによって、解決された環境問題と、まだ放置されている環境問題、そして、皮肉なことであるが、当該社会で規制が強化されたことにより、規制の緩い外国（多くの場合途上国）に公害排出工場が移転したり、有害化学物質が移動したりといった「環境負荷の外部転嫁」(松橋晴俊 1998)という新たな問題が創出されるのである。

新たな問題群は、例えば途上国への有害廃棄物の移出や生態系や資源の収奪やアクセスの剥奪などといった形で問題化する。これらの問題群が、当該社会の政治文化的背景や少数民族、先住民らの運動の文脈の中に位置づけられ、意味づけられていく過程が、第3のプロセスである「環境不正の問題化と認知」である。第1、第2のプロセスが、主として社会構築主義的な分析であるのに対して、この段階は、人種別の不均等配分、南北問題や先住民に対する資源収奪や環境負荷の転嫁といった、実体論的な分析の比重が大きい。

シュロスバーグ (Schlosberg 2004, 2007) は、環境正義を、「配分的、手続き的、認知的」という3つの局面に分節化する。アメリカの環境正義運動は、主として、有色人種居住地域への環境負荷の偏った「配分」を問題にしてきた。しかしなぜそのような配分の不正性を招いたのかについての原因を探れば、そもそも環境負荷やリスクの配分に関する意思決定に平等な参加が保証されていないという「手続き的 (あるいは参加的)」問題に行きつく。最後の「認知的 (recognition)」側面とは、途上国の熱帯林伐採や鉱山開発などにおいてしばしば問題となる、そこに暮らす先住民

(3) 国連が一般的に用いる制度名はPRTR制度であるが、アメリカでの呼称は、TRI (Toxic Release Inventory: 有害物質排出一覧) である。

表1. 環境正義の三元モデルとシュロスバーグの3類型、ハニガンの「問題構築」との比較

	動 員	制 度 化	問 題 化
環境正義の三元モデル (寺田)	環境正義に向けた動員、正当性付与	制度化、政策化	新たな環境不公正の問題化と認知
シュロスバーグの環境正義の3類型	配分的（不均等性の問題化）	手続きの（意思決定過程への参加）	認知的（少数者やその文化の認知）
ハニガンの「問題構築」	問題の提示	クレーム申し立て活動	問題の組み立て

や少数民族の文化や聖地に対する存在認知、尊重を意味する。この三元モデルにおける「動員、正当性付与」プロセス、「制度化、政策化」プロセス、「環境不公正の問題化と認知」プロセスは、具体的な内容にはいくぶんずれもあるが、かなりの部分シュロスバーグの環境正義の3側面と重なる。

また、ハニガン（1995=2007）は、環境問題が社会問題として問題構築されていく過程を、やはり3つの段階に分節化して構築主義的に分析した。第1は、「問題の組み立て」と呼ばれ、科学的知見の確立などによって「環境ホルモン問題」のように環境問題が同定されたり、公正規範に照らして環境的不公正性を問題提起するなど、「何が問題なのか」が確定される段階である。ついで「問題の提示」と呼ばれる第2段階では、環境運動やマスメディアにより、それが社会的に対策や制度化を進めるに足る正当性をもつ「社会問題」として認知されるよう、世論の喚起が試みられる。さらに第3の「クレーム申し立て活動」の段階においては、環境運動等により制度化、政策化をめざした運動が進められる。これらを比較すると、表1のようになる。

ハニガンの3類型は、通常は「問題の組み立て」から開始される継起的な「環境問題の問題構築」一般の類型である。開始点がずれているのは、寺田の類型では、すでに「人種別の環境負荷の不均等配分」が明らかになった1990年代を起点として

いるからであり、「問題の組み立て」は1980年代の南部における廃棄物処分場問題（後述）時点となる。シュロスバーグの3類型は、循環的のモデルではなく、環境正義の問題性が、国内の配分不平等への気づきから出発し、その原因となる環境政策等の意思決定への参加からの有色人種の排除という新たな問題性の展開と、さらに環境正義のグローバルな拡大に伴って、途上国や先住民の権利や文化の尊重という新たな次元が付加されつつあることの類型化である。

筆者は、ハニガンやシュロスバーグの図式から示唆を受けつつ、そのプロセスをより有機的に説明しうる社会構造的背景、環境運動のレトリック、環境問題自体の特質の変容の3要素を組み込み、スパイラルなモデルを提起した。こうした環境正義の包括的分析モデルにより、第1に、実態としての環境負荷の不均等配分が、どのような社会的メカニズムを通じて社会的に不正として主観的にも社会問題として認知されるにいたるかを解明することができる。第2に、近年グローバルに用いられるようになった「環境正義」というレトリックや運動目標の複雑さや内在的困難さを視野に入れることが可能になる。すなわち、例えばある先進国の国内の環境的不公正が「解決」されるのは、当該国家においてより厳格な有害化学物質規制が実施されるような場合であろう。そのような場合、有害化学物質等は、多くの場合存在しなくなるの

ではなく、その「国内からは消える」だけであり、途上国に移出されて「解決」される場合が多い。環境的不公正は、必然的に国内問題からグローバルな問題へと拡大せざるを得ない。そこに、新しい「環境不公正」の火種が作られるのである。

2. 環境正義のグローバルな拡大

よく知られているように、アメリカにおいて環境正義が問題化した発端は、1982年にノースカロライナ州ウォレン郡で、有害化学物質であるPCBを含む有害廃棄物の埋め立て処分場の建設計画が持ち上がった事件である。建設予定地のコミュニティはほぼ100%アフリカ系の住民が住む地域であり、住民は搬入路に寝転んで産廃トラックの侵入を阻止しようとしたが、多くが警察に連行された。連行された中の1人は、下院のフォントロイ議員であり、議員は院内の調査機関を通じて有害廃棄物処分場の配置を調べたところ、有色人種の居住地区の6割に処分場が存在していることを突き止めた。先述のように、これを契機として合同キリスト教会が、『合衆国における有害廃棄物と人種』という報告書を1987年に刊行し（United Church of Christ, Commission for Racial Justice 1987）、これを「環境正義」、「環境人種差別」として全米に問題提起した。環境社会学においても、ブラードらが南部諸州における廃棄物処分場の実証研究を刊行し（Bullard, et al., 1990）、「アーバン・ハビタット」、「南西部環境と経済正義ネットワーク」などの草の根環境正義運動組織が設立された。

長い歴史を持つ公民権（人種差別撤廃）運動団体の支持もあり、「環境人種差別撤廃」を掲げた環境正義運動は成功裏に運動を進め、1994年には、時のクリントン大統領をして「環境正義に関する大統領令」を布告させるという成果を収めた。む

ろん、アフリカ系住民のみならず、ラティノ系（メキシコ系など）、アジア系、先住民などを糾合した運動であったが、やはりキング牧師らの伝統を持つアフリカ系のイニシアティブが強かった。しかしながら、ダウィ（1995=1998）、ダーノフスキー（Darnovski 1992）、デイキロ（Di Chiro 1992）らによれば、アメリカには、女性、労働者（労働安全衛生や職業病）、貧困層、先住民（有色人種の中でも少数派である）などが無視できない存在として活動していたのである。とりわけ、シエラクラブのような19世紀から活動している老舗の環境運動団体においては、ハムフェリーとバトル（1982=1991）が「エリート主義的環境運動」と呼ぶように、会員も活動家もほとんどが中流以上の白人男性（登山家や自然愛好家が多い）で構成されてきたという歴史があり、廃棄物、有害化学物質、産業公害などが直接の活動目標になることは少なかったのである。また、同じ有色人種ではあるが、アメリカン・インディアンと呼ばれてきた先住民は、多くが都市に住むアフリカ系やアジア系と異なり、遠隔地の居留区でウラン鉱山の鉱滓や核廃棄物の健康被害にあうなどの独自の問題を抱えている。アメリカの環境正義運動といえば、直ちにアフリカ系の環境人種差別撤廃運動が想起されるが、その実はあまり語られる機会の多くない多様な環境差別に対する運動が存在したのである。

さらにその後、環境正義は、世界各地の環境運動にも拡散していく。シュロスバークは、このような世界各地への「環境正義運動」の拡散を、「水平的な拡大」と「垂直的な拡大」の2つに分類している（Schlosberg 2013）。「水平的な拡大」とは、不均等な環境負荷の配分が、アメリカ国内にとどまらず、（地理的に）世界的に拡大していること

である。保守党と労働党という階級政治に特徴づけられる先進産業社会、イギリスにおいても、廃棄物施設の立地に関して労働者階級居住地区が不利な扱いを受けていることに対する「環境正義運動」が存在するし、台湾においては、1980年代に核廃棄物保管施設が先住民の居住する離島（蘭嶼島）に建設された例があり、環境運動はこれを環境正義の問題として批判した（Schlosberg 2013: 41）。ウォーカーによれば（Walker 2012: 24）台湾などアジア諸国を含む世界37か国で「環境正義」の標語のもとに活動する環境運動組織が存在する。

環境正義の「水平的な拡大」が地理的な広がりであるのに対し、「垂直的な拡大」は、国境を超えた環境不公正状態がもたらされる、グローバル化した経済の本質的かつ構造的な本性を問題化するものである。すなわち、多国籍企業による途上国の環境収奪（遺伝資源の知的財産化や遺伝子組換え作物の種子の強制的売りつけなど）、世界規模での有害化学物質や有害廃棄物の移送、先進国からアフリカ諸国などへの（多くは「リサイクル原料」を騙った）電子廃棄物の移送などがそれぞれある。これらは世界各地で、先住民の権利運動、遺伝子組換え作物反対運動、有害物質や有害廃棄物の移送禁止を求める運動、反グローバル化、反新自由主義運動の台頭をもたらしている。

経済のグローバル化と国境を超えた環境問題の深刻化は、国際的な政治経済学の観点から、環境正義レトリックが世界各地で用いられるようになった理由をよく説明している。しかし、社会構築主義の観点からすれば、なぜある社会では「環境正義」のフレーミングがより頻繁に用いられ、他の社会ではそうではないのかという社会的問いはまだ残っている。

この問いに答えるためには、例えば「環境人種差別」というフレーミングが「公民権運動」という既存の利用可能なフレーミングの存在のおかげで社会的に有効な「環境正義レトリック」になったような、各社会の手持ちの社会運動フレーミングにどのようなものがあるかを検討することが必要になる。別の言い方をすれば、どの社会も、差別や社会的排除といった困難な状況を解釈したり糾弾したりするために利用できるフレーミング（問題枠組み）として、限られたものしかもっていない。人種差別、性差別、先住民のアイデンティティ、地域性、宗教、経済格差、政治的信条などの不公正性の選択肢の中から、最も民衆にとって説得的で有効な「環境正義レトリック」を選択しなければならないのである。

既存の政治社会的な文脈をなす不公正性の枠組みの中からどれを選択するかは、「環境正義レトリック」がどのようなものとして形成されるかという点で重要であるが、しかしこれは、分析のとりかかりに過ぎない。シュロスバーグ（Schlosberg 2004, 2007）の、「配分的」、「手続き的」、「認知的」という3つの類型でいえば、アメリカの反環境人種差別というフレーミングは、典型的に「不公正な配分」を問題化したものである。しかしその原因までさかのぼれば、人種差別を背景として有色人種が環境的意思決定や情報へのアクセスから排除されていたこと、すなわち手続き的側面における不公正に行き着く。したがって、配分の不公正を解消しようとするれば、情報公開の透明性、ステイクホルダー全体に開かれた参加型意思決定などの実現に向けた運動を展開せざるを得ない。

環境正義の国際的拡大を前提にして考えれば、同じ「環境正義」という表面上のレトリックが用いられていても、その意味内容は一国内のそれに

図2. 環境正義における公正性の諸次元の国際比較

	日本	韓国	台湾	アメリカ
1. 人種による分配 (不) 公正 (人種、民族にもとづく不均等なリスク)	+		+	+++
2. 社会経済的地位による分配 (不) 公正 (社会経済的地位にもとづく不均等なリスク、資本主義批判)	++	++	++	+
3. 地域による分配 (不) 公正 (中心/周辺、都市/農村にもとづく不均等なリスク)	++	+	+	++
4. (社会的弱者の) 健康被害 (生業に依拠した人々、女性、子ども)	+++	++	++	+
5. 生業や生活基盤の環境破壊	+++	++	++	+
6. 日常生活環境の破壊	+++	+++	+++	++
7. 平等な法的保護と法の施行		+	+	+++
8. 平等な参加と民主化 (環境政策決定過程における)	++	+++	+++	+++
9. 世代間の (不) 公正 (環境負荷の将来世代への転嫁、持続可能性)	++	+	+	
10. 国際的 (不) 公正 (環境負荷の諸外国、とりわけ途上国への転嫁)	+++	+	++	+

(出典：寺田 2016:93)

比べて格段に多様なものとなろう。国内の動員レトリックであれば、階級・階層格差 (貧困)、人種、ジェンダー、地域格差等におよそ限定されると思われるが、国境を超えた環境不公正においては、世界を支配するモンサントのような多国籍企業と途上国の貧困層との格差、旧植民地宗主国などとの南北問題的状況、貨幣経済の浸透した都市住民と山間地の先住民などとの経済的、文化的格差は、想像を絶するほどであろう。そこに、シュロスバーグが提起した「認知的 (recognition)」という第3の環境正義の局面を考慮する意味がある。シュロスバーグによれば、「認知的」側面は、途上国の民衆や先住民の権利や異文化に十分な敬意を払うことであり、それがなされないことによって、環境的不公正が生起するとしている。⁽⁴⁾

3. 動員と正当性付与のプロセス

図1に示したように、環境正義の循環的三元モデルは、まず社会にある既存の公正規範に基づいたレトリックにより環境正義運動が形成、動員され、次に環境不公正を是正するための制度化、政策化が一定程度進展し、環境問題のイシューの特質が多少なりとも変容する過程をモデル化したものである。この図式は時計回りに一巡して終わるのではなく、今後とも循環を続け、スパイラルに動員、制度化、イシューの変容が続くことを想定したモデルである。ただし、具体的な事例としては、要素(1)「環境運動の政治的、社会的、文化的、歴史的背景」には、1990年代のアメリカにおけるプロトタイプ的环境正義運動である「環境人種差別」の事例と、それから2・30年を経て、経済のグローバル化の進展に応じて国境を超えて「垂直に拡大した」、途上国への有害廃棄物の移動、

(4) 筆者はさらに、先住民の権利や文化への敬意に加えて、あるいはより基本的な問題として。途上国や先住民の抱えた環境不公正問題のあまりにも多くが、その存在が先進国にはほとんど知られていないことが大きな問題であると考え。その意味で、環境正義の一要素としての「認知」は、ほとんど世界的には知られていない途上国の環境問題の存在を、広範に知らしめていくことである。

先住民等からの環境・資源収奪といった事例が併記してある。後者は、繰り返しになるが、第一波の先進国における環境正義運動の一定の進展に伴い、先進国内での環境規制等が強化されたことなどが1つの原因となって、環境的不公正の外延が途上国に拡大し、現時点ではまだ形成途上であるが、グローバルな環境正義運動が台頭しつつある状況を図示したものである。

国内あるいは国際的な環境不公正のいずれの事例においても、経済的格差や政治的な力関係の強弱に基づいて環境負荷やリスクが偏って配分されたり、環境意思決定過程への参加から排除されている状態が問題となる点においては同じであるが、環境正義運動が動員されたり、正当化されたりするための社会的な理由づけ、問題の立て方、レトリックには、各社会の歴史的背景や政治文化の差異が色濃く反映される。図2は、1990年代から2000年代にかけて、アメリカ、日本、韓国、台湾の環境運動に対して筆者が聞き取り調査を行った結果から、どのような環境不公正性が問題視されているかを比較して図示したものである。

繰り返しになるが、アメリカの環境正義運動においては、人種間の不平等に基づく環境不公正が最大の問題であるのに対し、東アジアの環境運動においては、強権的な国家による急速な産業化の結果として生じた産業公害と健康被害、特定地域に集中した自然破壊や生活破壊が主要な問題であった。東アジア各国においては、したがって、1960年代から1970年代にかけて、革新自治体の創出により産業化優先の中央の保守政権と対峙した日本、1980年代から1990年代にかけて、独裁政権に対して民主化運動や学生運動の流れをくむ環境運動が対峙した韓国と台湾というように、自治、分権、民主化などが主要なフレーミングとなった

のである。

ベンフォードとスノー (Benford and Snow 2000) は、「マイクロな動員 (micro mobilization)」という表現を用いて、運動への動員を鼓舞し、動機づける問題枠組みやレトリックの重要性を強調している。その成功の要件は、人々の間に広範に共有されている公正規範、あるいは「共鳴構造」に琴線に響くがごとく訴えることができるかどうかである。

4. 制度化、政策化のプロセスと環境 이슈の変容

三元モデルの2つ目のプロセスは、環境正義運動が求める不公正な配分の是正や環境政策決定過程への参加を実現する制度や政策を実現していく過程である。制度や政策形成の内容は、各社会で問題化した環境正義の性格を反映したものとなるが、ここでは、制度や政策の内容については詳細に検討しない。むしろそれらがもたらした「環境 이슈の特質」の変容に注目し、それが途上国を含む国際的環境不公正状態を作り出す過程に注目していきたい。

アメリカにおいては、有害化学物質の事業所からの排出や移動情報の届け出と公開を義務づける「地域社会の知る権利法」(1986年)、有害廃棄物の不法投棄などで汚染された土壌の厳格な浄化責任を定めた「スーパーファンド法」(1980年)などが制定され、東アジア諸国においても公害対策や廃棄物処理処分に関してより厳格な規制法が整備されていった。その結果、1980年代以降、有害廃棄物の国境を越えた(主に途上国に向けての)移動や、公害排出工場の途上国への移転が問題化した。途上国への有害廃棄物の輸出を禁じた「バーゼル条約」(1989年)などにより、環境負荷の越

境移動の規制が講じられたが、「リサイクル原料」等の名目での不正輸出が続いた。

1950年代から有機水銀中毒、水俣病に苦しめられてきた日本人にとって、大きな良心の呵責を感じるのは、余剰水銀の輸出である。1968年にチソ水俣工場をはじめとする、プラスチック製造の触媒として水銀を使用する工程が日本で禁止されて以来、日本は最大毎年2000トン使用してきた水銀を環境中に漏出しないように回収してきた。蛍光灯や体温計などの水銀含有製品も、有害ごみとして分別収集し、水銀を回収してきた。その結果国内で余剰となった水銀は、毎年100～150トン、途上国を中心に海外に輸出されてきた。途上国で、日本などから輸入した水銀が最も一般的に利用されているのは、零細な金採掘業者が細かい川底から採取した砂金を含む泥から、水銀が金を吸着する性質を利用して精製している工程である。最終段階で金を含んだ水銀は熱せられて蒸発し、大気や河川を汚染する。近年水銀による大気汚染の4割は小規模金採掘によるものであるとされ、川の淡水魚を食する人々にとって、水銀による水質汚染は大きな環境・健康リスクとなっている。

こうした状況を憂慮した国連は、先進国の余剰水銀を輸出することを原則として禁止する国際条約を起草し、2013年に、熊本・水俣で「水俣条約」として締結されるに至った。ただし、残念ながら、これは被害の当事者である途上国の環境正義運動の要求によって直接つくられた条約とはいえない。ともあれ、環境規制などが制度化、政策化により前進した先進国においては「環境 이슈の特質」がかなり改善され、反面、経済のグローバル化の中に組み込まれ、1990年前後から徐々に「先進国の有害廃棄物処分場」的な位置に貶められている途上国の国土では、現在急速に環境汚染が拡

大している。

もちろん、国際的な有害化学物質関係の環境NGOの間にも、越境型の環境正義に関する関心は急速に拡大している（International Pollutant Elimination Network (IPEN) 2015）。水銀のみならず、近年先進国から途上国に「リサイクル原料」として大量に輸出される廃コンピュータやテレビなどの廃電子機器は、多くの場合野焼きによって金属部分だけが回収されるような、環境汚染型の「リサイクル」であり、焼却灰には、難燃剤由来の臭素系ダイオキシン等が多く含まれる。2018年末に、中国が「リサイクル原料」としての廃プラスチックの輸入を禁止して以後、それらの行き先が東南アジア諸国に変わり、2019年には、これらにゴミが大量に含まれていたことから、フィリピンなどから輸出元の先進国に送り返される事態が相次いだ。

近年途上国の農業生産に、急速に、かつ一部では相当強制的な導入が進んだ遺伝子組換え作物の導入においても、特に除草剤耐性を持った大豆や綿の種子の導入によって、農民らに健康被害が出たり、借金がかさみ自殺者が急増したりする被害が報告されている。先進国における環境規制の制度化、政策化の進展は、先進国内の環境不公正の是正には貢献したかもしれないが、結局のところ、グローバルな経済格差や規制格差が存在する限り、環境不公正のグローバルな拡散を同時に招来したといえる。

5. 環境不公正の問題化と認知

最後のプロセスは、「環境 이슈の特質の変容」を受けて、新たな環境不公正がどのような形で表れてくるのかに関する段階である。

経済のグローバル化とは、先進国企業が工場を

労賃の安い新興国や途上国に移転することだけではないし、生産の工程や製品のライフサイクルの初期に限られるものでもない。かつてアメリカ国内の有色人種居住地域がそうであったように、今日途上国の国土のかなりの部分が、工業生産の末端、製品のライフサイクルの最下流である、焼却施設や埋め立て処分場となっている。

ここでの問題化は、構築主義的な社会問題としての構築、世論を喚起するキャッチーなレトリックの創作というより、より実体論的な問題発見が重要である。というのは、国内においてさえ、ごみは目の前からなくなれば、ほとんどの人はその行き先について詮索しない。ましてやそれが遠い外国に行ってしまうのであれば、それがその社会にどういう影響を及ぼすかについて、関心を寄せる人はほとんどいない。あるいは、それを受け入れる途上国の人にとっても、自分自身に被害が及ぶことがないと考えている限り、どこの国からどんなごみを輸入しているのかについて特段考える機会もなからう。

問題そのものの発見がなければ、環境正義自体もあり得ない。別の言い方をすれば、環境問題の存在そのものが認知されないことが、そもそも最大の環境不公正である。かつて「公害先進国」といわれた日本においてさえ、多くの産業公害は「放置」され、加害—被害構造の特定どころか、存在自体がなきものとして扱われてきたのである（飯島、渡辺、藤川 2007）。シュロスバーグの「認知」は、グローバルな環境不公正がつくられるメカニズムの1つとして、途上国や先住民の文化に対する理解や敬意の欠如があり、本来もっとも持続可能性が高く、環境負荷の少ない暮らし方をしてきた彼らの生活文化に敬意を払う必要性を指摘したものであった。その通りであると思うが、環境正

義との絡みでいえば、「認知」はもう少し広い意味であるべきだと思われる。つまり、情報発信の機会に圧倒的な格差があるので、先進国において、及ばずながらこのように環境社会学の論文を書いて問題提起しているわれわれの耳には、ほかの先進国の環境問題に関するニュースは入ってきても、先住民や山岳民族の人々が直面している問題については、通常耳に入る機会はずないのである。NGOや研究者による事実の正確な認知があって、そこからそれがどのような意味で環境正義問題であるのかを判断する作業が始まるのである。

ともあれ、この三元モデルの1サイクルの最後が、環境 이슈の変容後の、実体論的な「環境不公正の問題化と認知」であり、それはまた初めの「環境運動の政治的、社会的、文化的、歴史的背景」の中におかれて、利用可能な既存の公正規範と突き合わせて、再度動員のためのレトリックやフレーミングが模索される出発点となるのである。

6. 結論

ここでは、グローバルに拡大してきた「環境正義」という問題設定について、3つの要素とその間の3つのプロセスに分節化して、分析概念としての明晰化を図り、あわせて、環境正義のグローバル化の意味を問うてきた。

実体論的な意味における環境不公正とは、環境負荷等が、社会的に不利な位置にある人々やコミュニティにより多く配分されることであり、実際世界中で広くみられる現象である。しかし、社会構築主義の観点からみると、客観的な「環境不公正」と、より主観的な「環境正義」の間には、概して不一致がある。実態としての「環境不公正」状況が、社会的にも正当性を持った「環境

正義」の問題枠組みになっていくためには、当該社会の既存の公正規範とのつながりを持った「共鳴構造」が必要である。公民権運動、民主化運動、先住民の権利運動といった先行する運動レトリックと接続することにより、それは有効なフレーミングに昇華し、環境意思決定への平等な参加なども視野に入れた制度化、政策化を推進する動因になるのである。

また、今日の環境正義論の環境社会学における存在理由を考えると、単なる社会的格差が環境格差にも反映するというモデルであるだけでなく、グローバル化した経済社会の中で、世界大の公正規範を強化することなしに、環境問題の解決はあり得ないことを説得的に展開しうる理論になりうることを強調したい。2015年に国連が提起した、「持続可能な開発目標（SDGs）」の多くが、人権、平等、ジェンダー、貧困の解決等をうたっていることにもそれが示されている。環境正義運動は、人種間の平等のみならず、ジェンダー、階級・階層、地域、南北問題など、多くの差異や格差と結びついて問題化しうる。ここで提起した三元モデルを用いることによって、環境正義論の多次元性についてより生産的に分析が可能になると思われる。

<引用文献>

- Benford, R.D., and D.A. Snow, 2000, "Framing Processes and Social Movements: An Overview and Assessment", *Annual Review of Sociology*, 26: 611-639.
- Bullard, R.D., (ed.), 1990, *Dumping in Dixie: Race, Class, and Environmental Quality*, Boulder, CO: Westview Press.
- Bullard, R. D., 1993, *Confronting environmental racism: Voices from the grassroots*. South End Press.
- Darnovsky, M., 1992, "Stories Less Told: Histories of US Environmentalism", *Socialist Review*, Vol.22, No.4.
- Di Chiro, G., 1992, "Defining Environmental Justice: Women's Voices and Grassroots Politics," *Socialist Review*, Vol.22, No.4.
- ダウイ, M., 1995=1998, 戸田清訳, 『草の根環境主義』, 日本経済評論社.
- Dowie, M., 1995, *Losing Ground: American Environmentalism at the Close of the Twentieth Century*, Cambridge, MIT Press.
- 船橋晴俊, 1998, 「環境問題の未来と社会変動」, 船橋晴俊・飯島伸子編 『講座社会学12・環境』, 東京大学出版会.
- ハニガン, J., 1995=2007, 松野弘監訳, 『環境社会学—社会構築主義的視点から』, ミネルヴァ書房.
- Hannigan, J., 1995, *Environmental Sociology: A Social Constructionist Perspective*. New York, Routledge
- ハムフェリー, C.とF.H.バトル, 1982=1991, 満田久義他訳 『環境, エネルギー, 社会』, ミネルヴァ書房.
- Humphrey, C.R. and F.H. Buttel, 1982, *Environment, Energy, and Society*, Wadsworth
- 飯島伸子, 渡辺伸一, 藤川賢, 2007, 『公害被害放置の社会学』東信堂
- International Pollutant Elimination Network (IPEN), 2015, *Citizens' Report 2012-2015: Implementation of the Strategic Approach to International Chemicals Management (SAICM) by IPEN Participating Organizations*
- キツセ, J.と M.スペクター, 1977=1990, 村上直之他訳, 『社会問題の構築 : ラベリング理論を

- こえて』, マルジュ社。Kitsuse, John and Malcolm Spector, 1977, *Constructing Social Problems*. Transaction.
- Schlosberg, D., 2004, "Reconceiving Environmental Justice: Global Movements and Political Theories". *Environmental Politics*, Vol.13, No.3, pp.517-540.
- Schlosberg, D., 2007, *Defining Environmental Justice: Theories, Movements, and Nature*. Oxford.
- Schlosberg, D., 2013, "Theorizing environmental justice: the expanding sphere of a Discourse". *Environmental Politics*, Vol.22, No.1, pp.37-55.
- Terada R., 2002, "Grassroots Environmental Movements and Social Justice Framing in Japan, Korea, Taiwan, and the United States", A paper presented at XV International Sociological Association Conference at Brisbane, Australia (July 8, 2002)
- 寺田良一, 2016, 『環境リスク社会の到来と環境運動—環境的公正にむけた回復構造』, 晃洋書房
- United Church of Christ, Commission for Racial Justice, 1987, *Toxic Wastes and Race in the United States*, New York
- Walker, G., 2012, *Environmental Justice: Concepts, Evidence and Politics*. Routledge.

Toward the Extension of Analytical Frames for Environmental Justice: A Theoretical Attempt of a Triadic Model for Mobilization, Institutionalization, and Problematization

Ryoichi TERADA

ABSTRACT

Environmental justice (EJ), in a nutshell, implies the fact that environmental burdens tend to be disproportionately allocated reflecting various socio-economic disparity between societal units. Accordingly, it is applicable to wide range of environmental inequality in the world. However, when EJ is addressed for the issues with quite different social background, EJ as an analytical concept as well as movement rhetoric for mobilization might lose its accuracy and even effectiveness. In order to arrange and classify variety of EJ patterns and concepts, it would be necessary to articulate them into meaningful processes so that we can utilize them as effective analytical tools as well as tools for better understanding of globally extended EJ movements.

This triadic cyclic model leads us to analyze formation and effects of EJ movements as three-fold processes. Namely, firstly, the “problem construction” process, a process between the phase 1, “political and socio-cultural background” and the phase 2, “rhetoric for mobilization toward EJ”, secondly, the “institutionalization” or policy-making process between the phase 2, “rhetoric for mobilization toward EJ” and the phase 3, “characterization of environmental issues”, and finally, the “recognition of reality” process between the phase 3, “characterization of environmental issues” and the phase 1, “political and socio-cultural background”.

This comprehensive model for diverse EJ movements enables environmental sociologists to articulate three aspects of environmental injustice situations. The first is the manner in which objective disproportionate distribution of environmental “bads” is transformed into shared subjective recognition of socially problematic and unjust situation that must be rectified. This aspect would be appropriate for constructionist approaches.

Keywords: environmental justice, mobilization, institutionalization